

令和8年9月4日

オープンカウンター方式による見積り合せについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 増井 国光

下記の案件について見積り合せを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 件名

建物（別荘）価格鑑定評価業務（榛名湖ふれあいの郷）
（詳細な仕様は別紙1のとおり）

2 必要な資格等

不動産鑑定士として登録していること
全省庁統一資格等（役務の提供（令和7・8・9）を有している者であること

3 見積書等提出期限

見積書及び上記2の資格を証明できる書類の写しを合封して封かんし、封筒の表に「見積書在中（吾妻署：榛名湖ふれあいの郷）」と朱書きの上、令和8年9月28日（月）午後3時までに、持参又は郵送により提出して下さい。

※見積書は、消費税抜きの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。

4 見積書等提出先

関東森林管理局 総務企画部 経理課 企画係
（〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25）

5 契約者の決定

見積書の提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。

6 契約の締結日及び契約方法

見積採用の日より7日以内とし、別紙2「請書」の提出により契約します。

7 鑑定評価書の納入期限

令和8年11月30日
関東森林管理局 計画保全部 保全課 計画処分係まで納入すること。

8 その他

- (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」を必ず確認して下さい。
- (2) 見積書を提出した場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を承諾したものとみなします。

（担当：計画処分係）
（電話：027-210-1181）

仕様書

1 対象不動産の所在、地番、種目、数量等

(1) 土地

評価対象財産の所在地	数量(棟)	地 目
群馬県吾妻郡東吾妻町大字 川戸字烏帽子国有林72林班地内	5	宅地

2 評価対象財産の状況

(1) 評価対象財産の状況

評価対象財産は、群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸に所在する榛名湖ふれあいの郷内の建物(別荘)5棟である。土地所有者は国であり、現在は借地権付き建物である。

(2) 所有権以外の権利の存否及びその内容

なし

(3) 公法上の規制

公法上の規制はないものとする。

3 鑑定評価の条件

(1) 鑑定評価の目的

本物件が借地借家法第13条第1項に基づく建物買取請求が行われた場合における買取価格の鑑定評価

(2) 価格時点

令和8年12月15日

(3) 価格の種類

正常価格

(4) その他

採用した手順、評価書の記載等に追加を求める場合があります。
土地の契約書及び建物図面を提供します。

4 鑑定評価書

(1) 提出方法

ア 鑑定評価書の記載内容はなるべく詳細に記載すること。

イ 実測図を添付すること。

ウ 鑑定評価書はA4サイズで作成し、正本・副本の別を明示すること。

(2) 鑑定評価書の提出期限

令和8年11月30日

(3) 鑑定評価書の提出部数

正本1部、正本の原稿データ、副本1部

(4) 現地確認

契約締結後実施予定。

(5) 提出先

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局 計画保全部 保全課 担当:計画処分係

5 その他

(1) この仕様書に規定する条件に適合した鑑定評価を行わなかった場合には、再鑑定評価を求め、又は鑑定評価の額の決定理由の不備の補完もしくは採用した評価に関する資料、鑑定評価の手順等に関する事項の追加を求めることがある。

(2) 前号の鑑定評価又は不備の補完等のために要する費用は受託者の負担とする。

(3) なお、実測図については、法務局備え付けの建物図面もしくは竣工時の設計図書を基本とし、現地と異なる箇所については追記すること。

鑑定箇所位置図

○：鑑定場所

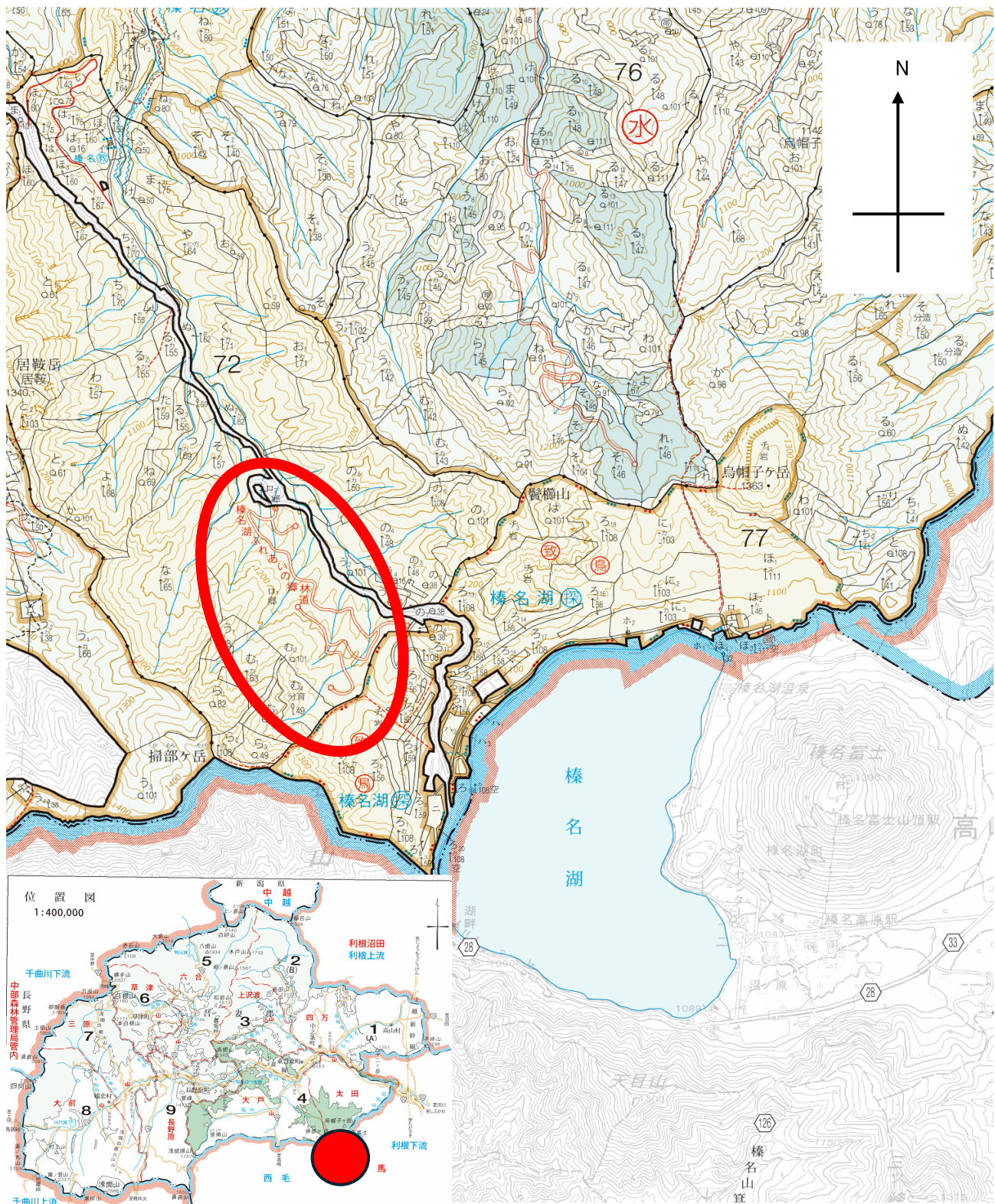


※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

縮尺:1/25,000



榛名湖ふれあいの郷 用地位置図（縮尺 1/20,000）
 （群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸字烏帽子国有林72林班地内）



榛名湖ふれあいの郷

至吾妻町（草津）

（令和8年8月現在）

	令和8年契約更新希望区画	4区画
	令和8年鑑定区画（買取希望）	5区画

二の沢

深沢川

三の沢



管理棟

主要地方道高崎・榛名・吾妻線

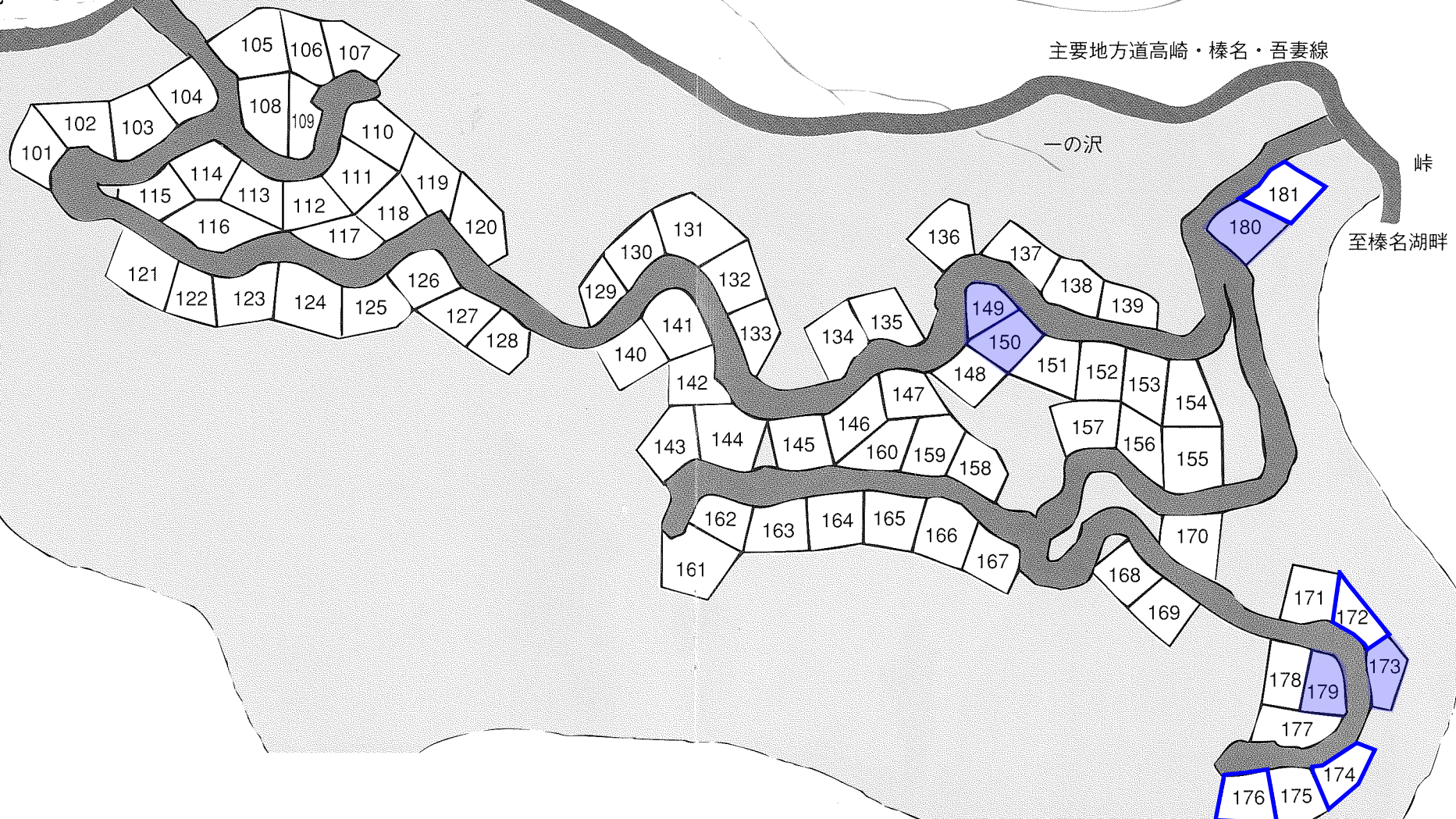
一の沢

峠

至榛名湖畔

所在地

群馬県吾妻郡吾妻町大字川戸字烏帽子国有林



別紙様式

見 積 書

業務の名称 建物(別荘)価格鑑定評価業務(榛名湖ふれあいの郷)

令和8年9月4日付けで掲載のあった件について、下記のとおり提出します。

記

群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸字烏帽子国有林72林班地内

¥ 円(税抜)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 増井 国光 殿

(事務所の所在地)

(業者名)

(代表者名)

(参考)

本件に関する当社の連絡先
担当者名等

請 書 (案)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 増井 国光 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- 1 作業名 建物(別荘)価格鑑定評価業務(榛名湖ふれあいの郷)
- 2 仕 様 別紙仕様書のとおり
- 3 鑑定箇所 群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸字烏帽子国有林72林班地内
- 4 契約金額 円也
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 提出期限 令和8年11月30日
- 6 提出場所 関東森林管理局 保全課
- 7 検査場所 関東森林管理局
- 8 契約保証金 免 除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を承諾の上、誠実に履行いたします。

条 件

- 第1条 頭書の仕様に基づき提出期限内に提出します。
- 第2条 頭書の期限までに提出できない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第3条 頭書の期限までに提出できないときは、前条に定める承認にかかわらず遅延金として、納入期限の翌日から起算して提出の日までの日数に対し、遅延した日数に応じ意見書報酬額に年3パーセントの率を乗じた額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第4条 作業が完了したときは、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第5条 前条に定める検査の結果、仕様書に規定する条件に適合した意見評価でないとして再度意見書の確認を求められた場合、及び意見価格額の額の決定理由の不備に補完もしくは採用した評価に関する資料、意見価格の手順等に関する事項の追加が求められた場合にはこれに応じます。追加に要する経費は当方ですべて負担します。
- 第6条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受領した日から30日以内にお支払い下さい。
- 第7条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
(1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
(2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
(3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
(4) 当方から契約の解除を申し出た場合
- 第8条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第9条 この契約により、知り得た事項及び評価額については外部に公表等はいたしません。
- 第10条 頭書の仕様に規定する国有財産に対する貴局以外からの評価依頼についてはこれを請けません。
- 第11条 この契約の履行について、作業の全部又は一部を第三者に委託はいたしません。
- 第12条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第13条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。